

平家物語諸本の諸相

— 卷一末から卷二への構造を探るために —

山下 宏 明

一、問題提起

平家物語の構造を探る上で、卷一の構造を分析することが重要な鍵を握っていることは、すでに旧稿⁽¹⁾で指摘したところである。物語全体のいわば序章にも当たるこの卷一の解明は、物語全体を理解する方向、ひいては平家物語がいかなる作品であるかを考えるのに重要な課題であると言える。特にその卷一の卷末から卷二へと、いよいよ物語がその本編へとさしかかる要をなす部分で、この部分が物語の本編へ、どのような展開を示して行くのかについての検討は、本編の構造を解明するためにも重要な手がかりを与えるはずである。

ところが、例によってこの部分にも諸本の間に異同が多い。その諸本の形態のいずれが物語本来の形態であったかは、当然重要な課題である。最近の研究が、この原態論に意を注いでいることは周知の通りであるが、この原態への目配りとともに、その複雑な様相を呈する卷一巻末から卷二にかけての諸本の諸相を解明することは、逆に語り本の成り立ちを、それら多様な諸本を背景としつつ、どのように成り立

ったかを検討するのにも有効な手がかりを与えるだろう。

こうした観点から、本稿では、まず延慶本の分析を中心としながら、諸本の、特にその叙事のあり方、姿勢を語り本と比べて検討してみたい。

二、延慶本の叙事のあり方

1

旧稿⁽²⁾に指摘したように、卷一の卷末においては、加賀の白山の末寺鶴川寺と、新任の国司藤原師高の弟、目代師経との衝突に始まる山門大衆の強訴が大きなテーマとなっている。延慶本に即して、この山門事件への展開をたどると次の通りである。

安元三年(一一七七)正月内大臣藤原師長が、左大将を辞任した後、右大将であった平重盛がその後をついで左大将に任ぜられ、同時に右大将には弟の宗盛が任ぜられた。兄弟が左右大将を占めるといふ、藤原氏以外には先例の無い昇進が、王朝内に一つの波乱を引き起

こすことになる。

中でも一の大納言であった徳大寺実定は、重盛兄弟に越えられたことを遺恨に思い、遁世しようとするが、源藏人大夫資隆の示唆により、平清盛が日頃尊崇する厳島明神に参拝し、清盛の心をひくことによって、

大明神権現ヲ深く崇敬シ奉ル争カ権現ノ御威光ヲハ失ヒ奉ルヘキ
重盛大将ニ上ヨトテ大将ヘ押上テ徳大寺殿ヲ左大将ニ成奉ル（影
印本 一の一八頁）

左大将の官をもににする。延慶本・四部本にその日付けは見られないが、四部本によれば、重盛兄弟の大将に任官したのが安元三年（治承元年）正月二十四日、続いて成親らの鹿谷謀叛の後に、いわばこの成親とは対照的にうまく行動した実定を描く。続いて鶴川寺事件を描いた後、

同三月五日に内大臣の師長公成_下ヲ 大政大臣の左大将：（四部本
上 五二頁）³⁾

とする。その編年体に沿った叙述順序から見て、実定の左大将任官は安元三年の正月から三月までの間になるものと思われるが、事実は、この正月に実定は官にはなく、三月五日に大納言に還任、十二月二十七日に左大将に任せられている。この実定の左大将任官については、『古今著聞集』「神祇第一」に話がある。安元年間を十数年もさかのぼる応保二年（一一六二）の二月の除目に、当時正三位で中納言であった実定は、同じ中納言（第三）の実長に從二位の位を越され遺恨に

思う。八月には実長と同じ從二位に昇るが、中納言としては実長の下位に立つ。長寛二年（一一六四）閏十月二十三日、兩人ともに権大納言に昇るが、その順位は変わらない。翌永万元年（一一六五）、実定は権大納言を辞して代りに正二位に叙せられ、ようやく位の上で実長の上位に立つことになる。このように実定は、たえず実長に対し競争意識を燃やす。その思いはなお静まらず、実に十二年の年月を経て、この安元三年三月五日、大納言に還任したのであった。ちなみに実長は永万二年（一一六六）権大納言を辞し、やがて正二位に昇るが、養和二年（一一八二）五十五歳で薨じている。一方、実定は安元三年六月五日、重盛が辞した後の左大将を志し、八こののぞみ成就せば、厳島にまうづべきよし、心中、願を立てた。その甲斐があつて左大将に昇った。厳島へ参ったのは、治承三年（一一七九）三月のことで、お礼参りであつたと言う。『著聞集』は、実定の官位昇進を助けた春日・厳島両明神の神助を物語るものとしてこの話をとらえながら、実定の实長に対する競争心を主題としたものと言える。平家物語の話は、平氏一門の栄花と、これをそねむ人々の動きの中に、『著聞集』における実長への対抗を平氏との関係に置きかえる。それも成親のような、謀叛といった正面からの平氏への挑戦ではなく、巧みに清盛にとり入ったことで、一方の成親の愚かさを強調するものとして置いている。四部本は、この話を鹿谷説話の後に置く。ちなみに関連諸本の説話配列の順序は次の通りである。

延慶本	四部本(屋代本)
重盛兄弟、大将を占める。 実定の沙汰 鹿谷謀叛 重盛、内大臣に昇る(三月) 邦綱、昇進 鶴川寺合戦(二月) 山門強訴(四月)	重盛兄弟、大将を占める。 邦綱、昇進 鹿谷謀叛 実定の沙汰 鶴川寺合戦(二月) 重盛、内大臣に昇る(三月) 山門強訴(四月)

すなわち延慶本は、四部本と違つて実定説話を重盛兄弟の大將任官の直後に置き、清盛の斡旋により、

重盛大將 = 上ヨトテ大將へ押上テ徳大寺殿ヲ左大將ニ成奉ル(一八頁)

としてから成親の反逆へと話を展開する形をとっている。そしてその成親を始めとする鹿谷謀叛の話を記した後に、

三月五日除目ニ内大臣師長公大政大臣ニ転シ給ヘル替リニ大將重盛大納言定房卿ヲ越テ内大臣ニ成レニケリ院三条殿ニテ大變行ハル近衛大將ニ成給シ上ハ子細ニ及ハネトモ又宇治ノ左大臣ノ御例憚リアリ又大政入道心モトナケニ言ハレケレハ由ナシト社仰ケルトカヤ(一二四頁)

として、重盛の内大臣昇任を記している。この師長・重盛の昇任をめぐる記事の延慶本の構成順序は、覚一本のそれと通ずるもので、鹿谷説話と鶴川寺合戦との間に位置する。一方、四部本は、この師長・重

平家物語諸本の諸相(山下)

盛の昇任を鶴川寺合戦の後、四月十三日、この鶴川寺事件の結果として山門大衆が京へ強訴をかけようとする、その直前に置いて、ほぼ編年体に即した位置を占めるが、その代りこの師長らの除目の記事が鶴川寺事件一連の記事を中断する形をとっている。この四部本の構成は、屋代本・南都本のあり方と共通するもので、現存本の位置付けはとにかくとして、この構成法に関する限り、延慶本に比べて整理・集約が完全に行われていない点で、より古い形を伝えるものと推定される。一方、延慶本の構成は、まず実定の沙汰については、以下の成親の無暴さと対比するためにその位置に置いたものであるが、結果的に、その構成に従う限り、すでに実定が左大將に昇っているにもかかわらず、さかのぼって重盛兄弟に大將の官を越された成親の不满を、サテ新大納言成親卿被思ケルハ殿ノ中將殿徳大寺殿花山院ニ被超タラハ何カセム平家ノ二男ニ被超ヌルコソ遺恨ナレイカニモシテ平家ヲ滅シテ本望ヲ遂ムト思フ心付ニケルコソオホケナケレ(一八頁)

とし、鹿谷説話の後、三月五日の師長の太政大臣昇任のくだりにおいても、
[四]大將重盛大納言定房卿ヲ越テ(一二四頁)

と記す。この延慶本の構成を諸本生成史上、どのように位置付けたらよいか。この重盛の内大臣昇任に続けて、延慶本は、五条中納言邦綱の大納言昇任を記し、この邦綱の昇任をも、

とし、邦綱が八大政入道ニ執入テサマノニ宮仕ケルノ(一二六頁)からだとする。すなわち邦綱の昇任をも清盛の専横によるものとするわけである。したがって前掲の、師長太政大臣昇任に伴う重盛の内大臣昇任も清盛の意によるものと解される。八又大政入道心モトナケニ晋ハレケレハ：Vの叙述も、この文脈からとらえることによって理解できる。このように読み進めるならば、延慶本は、この重盛・邦綱の昇任をも、その前の重盛兄弟の大将任官から、これに反発する成親の鹿谷謀叛と一連の話としてまとめとらえたものと思われる。編年体としては、まず年次の順序に即していると思われる四部本の、この重盛の内大臣昇任を鶴川寺合戦から山門強訴の間に挿み込むあり方と比べるならば、一つの集約的な編成の跡が見られると言うべきであろう。言い換えれば、平氏一門の官位昇進に対する人々の反発を描く一連の叙事と、鶴川寺事件に端を発し、京を混乱にひき込むことになる山門強訴とを截然と分離する方法をとる。この結果として局部的に叙述に重なりを生ずることになったものと思われる。

ところで前掲の、延慶本の重盛内大臣昇任の記事を思い出したい。その中の

近衛大将ニ成給シ上ハ子細ニ及ハネトモ

は、だれに関して言っているものかいささか不明確で、このままでは重盛に関する叙述とも読める。しかしその読みでは、

又宇治ノ左大臣ノ御例憚リアリ

は、一体だれに関する記述になるのであろうか。この延慶本の文脈の

ままでは、やはり重盛に関する叙述となるが、これでは意味をなさない。服部幸造氏が、ここに脱文を指摘されるのが当たっている。ちなみに長門本ではこれが、

三月五日除目に、内大臣もろなか公大政大臣に任し給へるかはりに左大将重盛、大納言さたふさ卿をこゑて内大臣になり給しうゑり。院御所三条殿にて大饗おこなはれ、近衛大将になり給しうゑは、子細におよはねとも、大臣大将いと目出し。左右大将たたいま闕ありけなし。もろなか押上られ給へり。又一上こそ前途なれとも、宇治左大臣の御れいははかりあり。又太政入道も心もなけにいわれければ、よしなしと仰られけるとかや。(岡山大学本 一の八二頁)

とある。現存の延慶本には八およはねとも、V八前途なれとも、Vの目移りによる誤脱があると見るべきであろう。この誤脱が現存本の応永畚写の段階でなされたものかどうかはわからない。少くとも長門本の捨て難さを見せる個所であるが、その長門本にしても、八近衛大将になり給しうゑはVは、重盛に関する叙述と読めそうである。ちなみに四部本はこれが、

同三月五日に内大臣の師長公成_下 大政大臣の左大将の内大臣_上 超_下一ノ大納言定房の卿を院の御所三条殿にて被_レける行大饗_上 成

下ける近衛の大将に之上へは不ネ 及子細に大臣の大将タにも咄シ左右の大臣共に無_レリケハ有ニこと 闕氣_ニケモ師長被_下けり 推挙_一チの上ハコソ

前途にて可_レ御在_上宇治の左大臣殿の御例有と其憚内々思_下ケレ大

政の入道無本意氣に言ケレは無レト由院モ被レケルト仰ヤ乎カ

とある。この現存四部本の訓点・送りがななどには疑問が多く、今それらを参考にとどめて、わたくしなりの訓読を行うならば、

同じき三月五日に内大臣の師長公は太政大臣に左大將は内大臣に成たまふ、一ノ大納言定房卿を超えたまふ、院の御所三条殿にて

大變行はる。近衛の大將に成りたまふ上は子細に及ばず、大臣の大將、めでたし。左右の大臣共に闕く氣も有ること無ければ師長推し挙げられたまふ。一の上こそ前途にておはしますべかりけれども、宇治の左大臣殿の御例其憚り有りと内々思ひたまひ、太政入道も本意無げに言ひければ由無しと院も仰せられけるとかや。

と読める。師長・重盛昇任の大變が院の御所三条殿で行われたことは、『顯広王記』に、

三条室町於御所大變云々

と見える。重盛の昇任は大將から昇ったものであるから問題はなくめでたいとする。△大臣の大將▽とあるのは、重盛が内大臣に昇った後、六月まで左大將を兼ねているから重盛のことであろう。延慶本に欠け、長門本に見える△左右大將たいま闕ありけなし▽は、四部本の△左右の大臣▽が正しい。当時、経宗が左大臣を、兼実が右大臣を占め、両大臣はふさがっている。そこで当時内大臣であった師長を、経宗・兼実を越えて太政大臣に押し上げ、その跡に重盛を任じたというのであろう。ちなみに、九条兼実は、この大臣任命について、

左府（経宗を指す）及余（兼実自身）、被レ超レ越下臈一草、已三簡

平家物語諸本の諸相（山下）

度、希代事歟（『玉葉』三月五日の条）

と、暗に師長の昇任に不満を洩らしている。この師長の家系は、『尊卑分脈』によれば父頼長が△非撰関人▽とされ、左大臣を先途（最高の官）としたらしいが、頼長が左大臣で保元の乱を起こした不吉な先例もあって、家格を越えて太政大臣に昇った。その任命については太政入道清盛の進言があり、院もやむなく認めたというのであろう。長門本（延慶本）の△又太政入道も心もとなげにいわれければ、よしなしと仰られけるとかや▽の△仰られ▽の主語は、このままでは「師長」と解しかねない。これも四部本に従って「院」と解するのが一つの読み方であろう。現存の延慶本は、この個所に関する限り、その祖本からは二次にわたる転写の過程を経ているものであろうか。最近、延慶本の読みや成立論が進められる中で、四部本の抄出性が指摘される。本稿では、現存の四部本・延慶本のいずれが原態を示すかについては保留し、各本の読みを指向していることを銘記しておきたい。現存の四部本には、その訓点や送りがなの打ち方などに問題があるし、延慶本・長門本にも不明の個所が見られる。現存の諸本に古態性の推定は可能であるにしても、原態の究明には、このような限界のあることを考慮に入れておくべきであろう。

2

ともあれ、延慶本によれば、この重盛の内大臣昇任によって、「鹿谷」に始まる平氏一門の昇進と、それに対する人々の反発について

は、ここで一応中断する。

話はかわって、院に仕える北面の武士について、そのひき起こした事件へと進む。しかしここでも現存の延慶本の、邦綱の昇進、それを支援した清盛との結び付きを記した後、

其北方ヲ、母代トテ大納言典侍ト申ケル上古ニハ無リケリ白河院ノ御時始置レテ(一二六頁)

は、文意が通らず、長門本の巻一の末から巻二の冒頭にかけての、北面は上古にはなかりけりしら河院の御時はしめをかれて……

に従うべきであろう。ともあれ、当世北面の武士の奮れることを言い、その一人師高が国司となった加賀で非法非礼を張行、ついに目代師経が鶴川寺で僧に狼籍を働き、怒ったその本山白山の衆徒が叡山へ訴えようとする。国司の留守所は、これをとどめようとするが、白山の衆徒は承知せず、神輿を進めて叡山へ登ろうとする。延慶本(長門本)は、この間の経過について、留守所から強訴を止めよと促す牒状、白山の衆徒を制止しようとする山門の動きをも描いて詳細であるが、四部本は、これを、(目代らの狼籍に対し温泉寺の大衆は)

奉レテ捧神輿を上洛シテ訴一々ある山門ニ之間々大衆起テ被レ流罪ナ国司師高一を可レキ被下禁獄上セ目代師経一を之由奏聞せしむ

(四二頁)

と簡略にすませる。原態を論じるとすれば、この延慶本と四部本の形のいずれが先行するかが問題となり、延慶本に原態を想定するならば、四部本を抄出(略述)本とすることになるが、この種の現象を

仮に入抄出Vと見るにしても、それを本文批判上の問題としてすまされるものではなく、描き方の違いと見るべきであろう。これを原態追突の方向で見るとは、延慶本や長門本については、鶴川寺事件に端を発する山門強訴までの経過を、状況の進展に即して描こうとするものと見られる。一方、四部本・源平闘諍録、更には語り系の諸本は、そのような状況の進展に即してべったりと描きこめるのではなく、心審れる北面の僭上が原因となって、やがて山門の強訴へと発展、院政を中心とする王朝をも根底からゆさぶってその弱味を見せつけることになったとする、そのいわば主題を明示する形で描こうとするものである。延慶本と四部本の相違は、いわば物語の方法にかかわるものであると見るべきであろう。この場合の延慶本の形態を、これまで論じて来たようにこれをも物語の構造から逸れる加筆・増補と同次に論じるには問題がある。ただし、原態論的な見地からすると、いずれを先行形態と見るかについては、暫く保留しておきたい。

三、延慶本の多層性

1

諸卿は、内々、師高らをすみやかに処分すべきだと思いが、それをあからさまに進言する者はいない。物語は、ここで山門強訴の恐るべきことを、白河院の三不如意のことばを引用し、近くは鳥羽の御代に平泉寺の所屬をめぐって山門の強訴のあったこと、また関白師通の時代に美濃守源義綱の不祥事件から山門大衆の怒りをかい、処理を誤った師通が山王の咎めにより若死したことを言って、

昔モ今モ山王ノ御威光ハ恐ルヘキ事ト申伝タル(一五四頁)

とする。鳥羽院以来の一連の事件や師通の死、それにかかわるその母の願立の話も、一貫してこの山王の威の恐るべきことを言つて、当面の師高狼籍の処分のみやかならんことを主張するためであるわけである。そしてその山門を代々の帝が尊崇して来たのであるが、そのわけは、仏法と王法が相互依存の關係にあり、その意味で山門の訴訟は国家の大事、天下の愁いであること、その山門が滅亡すれば天台の仏法は存立しない。仏法が万一滅びることにもなれば、王法の存立もありえない。世は末法を迎えて鬪争堅固の世となり、

人魔天魔ノ力強クシテ人ノ心不撰(一五五頁)

とする。王法を存立させるはずの仏法が滅亡の危機に瀕していることを言い、その原因をこれまでの文脈から見れば、著れる北面の武士の狼籍に求め、更にはその処理を誤ろうとする当局に求め非難するもので、この後山王の怒りが内裏および京の炎上へと展開することになるのであるが、延慶本ではこの文脈とはあるずれを見せる。上掲の八人魔天魔ノ力強クシテ人ノ心不撰として、専を北面の奢りから更に広く人魔天魔の行いに求めるところに、すでにこれまでの文脈の指向する方向からの変化・拡大をうかがわせるのであるが、

凡ソ叡山ノ地形ノ躰ヲ見ルニ師子ノ臥ルニ似ルトソ承ハル人ノ心住
所ニ似タル事如シ随ニカカ水之器ニト言ヘリ(一五五頁)

として、非難の矛先は北面の武士や当局に対してよりも、その高い所に住むゆえに傲慢を先としがちな衆徒の心へと転じる。山門滅亡の因

平家物語諸本の諸相(山下)

を人魔天魔のあらわれとしてこれを衆徒の心に見ようとするものらしい。古く将門の昔に思いを馳せ、将門もこの高い叡山に登ったために心奢り、謀叛を企てるに至ったのだとし、

白地ノ登山猶然ナリ何況於旦暮之往歴ニ哉(一五六頁)
とする。以上を、

(A) 山王の威光のおそるべきこと、

(A') 王法と仏法の相互依存の關係を言い、山門が滅亡しては王法も存立しえないこと、

(B) 叡山の地形に影響される大衆の奢り、

とたどっておこう。

ついで延慶本のみに見られるものであるが、延暦寺の縁起を記す。すなわち伝教大師が衆生済度のため当山を草創したこと、平安城の皇居を定めるに当り、その鬼門を守ると約束したこと、天皇と大師の師壇の契りが結ばれその御願寺としたこと、大師が唐より天台宗を傳來し、以来八天下治テ国郡豊ナリキ(一六二頁)とし、常行堂の阿弥陀の由来、無動寺の本尊の由来を説き、

此外大権ノ垂跡其数多ク高僧ノ行徳新ナルモ多カリキ(一六三頁)
誠ニ天下無雙ノ靈山鎮護国家ノ道場ナリ(一六三頁)

日吉山王七社王城守護ノ鎮將トシテ鬼門ノ方ニ跡ヲ垂給ヘリ(一六四頁)

とし、以下、日吉山王の由来を記す。その前とのつながりは、当代の山門の衆徒の奢りに対し、叡山の本来あるべき姿を想起するためにそ

の縁起を掲げたと認めそりではあるが、そのつながりを示す叙述は全く見えず、これらの縁起を持ち込んだままに終っている。

ここで話題は突然変わって、安元二年(一一七六)六月の高松女院の崩御、続いて同七月の、建春門院・六条院の相次ぐ崩御を記す。安元三年の鶴川寺合戦から見ても、いずれも編年体の順序をくずす記事であるが、延慶本の編者は、これらを

加様ニ打統天下ニ歎ノミ多ク人ノ心ノ定ラサル事ハ偏ヘニ平家ノ一門ノミ榮テ一天四海ヲ掌ニ拳テ先例ニ違ル務ヲ申行ヘル故トソ内々ハ申アヒケル(一七三頁)

とし、歴代、世の乱れにより法令の制定されたこと、特に平氏の治める世となり、

大政入道天下ノ政ヲ執行シテ非義非例ヲ重シカハ争神慮ノ恵可然(一七四頁)

として治政者たるべき者の心構えを説く。

以上、延慶本の構造をたどると、(A)鶴川寺合戦に始まる山門衆徒の強訴に関し、その山王の威の恐るべきことを言って、その事件の処理のすみやかならん事を主張し、(A)もともと王法にとって仏法を重んずべきである事を言って、(B)ここで末世を迎えた山門大衆の奢りを見る。

この(A)↓(B)の間に、編者の意図の変化が見られる。続く(C)国家に縁の深い山門の縁起を語ることは、一応(A)との関連から文脈が通ずるとしても、続く(D)高松女院・建春門院・六条院の崩御といった不祥事の出来を描いてその原因を平氏の専横に求めるところには文脈のずれ

が見られる。

八

山王の咎の恐るべきことを言って当局の処理のすみやかならん事を主張する事から、山門大衆の奢りに対する非難へと展開する所に逸脱が見られるし、ここで延暦寺・日吉山王の縁起を語ることは、あえて言えば、一応、山王の威を語ることとつながるにしても、高松女院らの崩御に平氏の専横を批判するのは、前の日吉山王の威を説き、当局の処理の遅さを非難する主張につながらないし、また、高所にいるがゆえに奢りに陥ったとする山門大衆への非難ともつながらない。延慶本の構造はあまりにも多層的で、それを一貫した構想のもとにとらえることはきわめて困難である。この指向を「主題転換の指向」と呼んでおこう。これを原態論の側からとらえることも一つの見方ではあるが、それにはまずこの複雑な延慶本の構造を貫く構想が何であるかを問うべきであるが、現在のところではそれが読みとれない。それならば、これら多層にわたる重層をどのようにはがして原態に接近して行くかが検討されねばならない。更に原態論的方向とは逆に、これらの多層性を、作品としての内向的な構想力と逆の、外向的な加筆・増補と見て、それらを生み出す豊饒な場面を想定する余地をも残しておくべきだろう。ともあれ、このあまりにも複雑したありようと、前の、鶴川寺合戦から山門登山への経過を詳しくとった方法(状況経過詳述指向)が、はたして同次元の方法になるものであるかどうか、まだ説明されていない。そろそろその解明のための仮説を提出する段階に達しているようである。¹⁰⁾ 本稿では、なおその課題に答えられない。

むしろ、物語の序の巻から本編へさしかかる個所において、世の乱れに対し多角的な形で批判的なまなざしの加つてゐることを注目しておきたい。八人魔天魔ノ力強クシテ人ノ心不_レ撰_ヲとあつたことが改めて想起される。

2

延慶本では、上述のように、山門事件から一たん安元二年（一一七六）にさかのぼり、高松女院らの死という相次ぐ不祥事を記して、これらを平氏専横に由来するものと見ていたのであるが、話を再び山門の動きへと戻す。治承元年（一一七七）四月十四日、大衆は、日吉神幸祭の祭事を中止し、鶴川寺事件の責任者師高の流罪を要求して神輿を京へ振り降し、当事の皇居、里内裏の閑院殿へ向う。このため重盛ら平氏一門は、その防禦の態勢をととのえるが、内裏の北の陣を固めていた源頼政は、神輿に恭順の意を表わし、巧みに大衆の矛先を、左衛門陣を固める重盛ら平氏の側へ向けさせようとする。ここで大衆はその挙止に迷うが、西塔法師の撰津堅者毫雲が進み出て、頼政が文武両道に通じた才人であること、その頼政が山王に恭順の意を表するのをむざむざ攻めるわけにはいかぬことを言つて、頼政の勧め通り、衆徒は左衛門陣へ向うことになる。ここで四部本や蘭靜録などは、

又和歌計は弓取て吉キト鳥羽院の御時……（四部本、五四頁）

として、五月雨の頃、宸襟を悩ます鶴を退治したこと、その寂感により賞を賜わる時も、八五月暗名ヲ頭セル今夜哉……の一首を詠じたこ

平家物語諸本の諸相（山下）

とを付言する。延慶本や覚一本が、巻四、頼政が宇治川の合戦に討死したところで生前を振り返る所に記す話である。その位置のいずれが、この鶴退治説話本来のあり方を示すものかは今おくとして、この巻一に置くあり方は、話の主要テーマをなす頼政の文武両道にすぐれたことを話す構想の一環を担う話として不自然ではない。

ともあれ、大衆は毫雲の意見に従い、神輿を重盛らが固める陣へとさし向け、狼籍に遇う結果となる。ところが、ここで延慶本は、いわば脇役にとどまるはずの毫雲について、この強訴から離れて、その特技を物語る話を記す。すなわち、

彼毫雲訴訟有テ後白河院へ参タリケルニ（一一八三頁）

この毫雲が山門で有名な僉議者であることを聞いた院は、山門での僉議の様を再現してみよと促す。毫雲は、山門での僉議の次第を説明し、勅定のままに同宿を引き具し僉議の場を模して訴えたため、院の当座の勅裁を蒙つたことを言う。この話は、毫雲がいかに僉議に巧みな者であつたか、それをまるで芸能説話のように語るもので、この話がその前後の山門訴訟の話を支えるといつたものではないし、と云つて前の、頼政について、かれがいかに文武両道にすぐれていたかを語る一環としてあつた鶴退治の説話とも違つてゐる。主役の頼政から離れて、脇役の毫雲についてもその逸話を付記したものである。つまりこの毫雲の芸能説話は、頼政を主役とする前後の文脈との間に緊密なつながりを欠き、構想からの浮き上りを見せていて、前の乱世への批判とも重ならず、これらの多層性は、ある一貫した構想のもとにとら

えきれないものを感じさせる。

四、諸本の状況把握の方法

1

当局側では、陣頭に振り捨てられた神輿の処置をめぐって先例を質す。その結果、保延の先例に従い神輿を祇園社へ入れる。その処置を祇園の別当澄憲に命じるが、澄憲は、日本無雙の靈神である神輿を白鳳動かすことを遺憾とする。ここで延慶本は、仁明天皇の御代にさかのぼり、おりからの飢饉・疫癘に対処するため山門に命じて十禪師の社壇にて仁王経を講読し、その夜、帝の夢に天童二人が青鬼・赤鬼を追い払うと見て感応あり、帝は御感あったという話を引用し、その山王の靈神を白鳳、雑人に交えて動かし奉ることを要しとして、結局、夜、入れ奉ったと言う。この仁王講の功德による山王の靈異を語る話は、澄憲の神輿動座に関する主張を支える話としてあり、前後の文脈に即している。同趣の話が四部本にも見られるが、四部本では、その時代が延喜の帝の代となっていること、疫癘を払うために仁王経を講ずるに先立ち、一たん法華経を講じようとしたのを、ある大衆の言に従い仁王経に改めたことを記すなど、延慶本とは小異があり、両本の関係を直接もしくはそれに近い関係においてとらえきれものかどりか、判断が困難である。

ともあれ、このような山王の威の恐るべきことを思えば、今回の神に対する狼藉がどのような事態を招くことになるか、

人の恨神の贖は災害必ず至ルと言只今に天下の大事出来ト

と恐レ申(四部本、六〇頁)

したのであった。延慶本や鬮諍録などは、ここで、

十四日 = 大衆重テ可下ニ之由聞エケレハ(延慶本、一九一頁)

として、主上が大衆の重ねての強訴を恐れて院の御所法住寺殿へ行幸になったことを記す。事実、『玉葉』の十四日の条に、

人告云、山僧又下向、依レ恐レ其事ニ忽行幸法住寺殿ニ云々

と見える。ところが四部本は、この大衆再度下洛の噂を欠き、いきなり、

夜半に主上は召シ腰輿こしに院の御所法住寺殿へ成な行幸な(四部本)

と記す。この延慶本と四部本との関係を、四部本の略述による欠脱と即断できるであろうか。この前後を見ると、師高兄弟の狼藉に始まる山門強訴への動きを記す文脈は、八只今に天下の大事出来ト恐レ申ケ。Vから、続く事件の出来を予告しているのであって、それゆえに主上が法住寺殿へ難を避けようとしたとする四部本の文脈は、決して不自然ではない。四部本の本文が成り立つその背後に、例えば延慶本や鬮諍録に見るような十四日の大衆の動きを示す本文があったとしても、四部本のそれを単なる本文批判上の誤脱とか、略述とか見ることには、平家物語諸本の生成、特にその流動期にあったと思われる初期本文の成り立ちを、あまりにも単線的に考えすぎはしないであろうか。一つの仮説をたてよう。原態本についてはとにかく、多様な平家物語を可能にする状況があったと想定する。ともあれ、現存諸本の限界は十分念頭に置きながらも、むしろ四部本は四部本なりに、延慶本

は延慶本なりに(いずれもその祖本は)それぞれどのように状況を把握しようとしたか、言い換えれば、事件について、諸本が何を、どのように描こうとしたかを見るべきではないだろうか。原態論への直行は、このような多様なあり方が行われた状況を、あまりにも単純化してとらえる危険をはらんではいらないか。なおしばらく諸本の諸相を見きわめておきたい。

2

一向に交らない当局の高姿勢におさまらず騒ぎ立てる山門の大衆を宥めるため、院はその使者を立てようとする。延慶本によれば、人々が辞退したため平時忠が指名される。時忠は、心中、無益な事とは思いつながら、自らが使者として抜擢されたことを著まれに思い、八殊ニキラメキ出立√つが、大講堂の前にむらがり、使者の到来に怒り立つ大衆の様子を見て、時忠は八色ヲ失と神ヲ消シテ打アキレテ√立ちすくむが、そこはさすがに時忠のこと、一向に騒ぐ様子を見せず、

○衆徒の騒ぐのはもつともであること。

○八但人ヲ損ルハ君ノ御歎タルヘキ非例ヲ√(この辺り文意不鮮明、誤りがあるか)、赦許に時を要するのは國家の法であること。

○しかし今その成敗(決裁)を下そうとされるのだから騒ぐべきではない。

とさとしておいた上で、重ねて一句の文を呈する。この時忠の冷静な態度に呑まれた大衆は、ようやく静まる。その後、時忠は、山門の訴

えを聞き届ける旨の宣言をさし出す。つまり、時忠は、使者として指名された当初から周到な心構えを以ってのぞみ、あらかじめ大衆の主張に耳を傾ける姿勢を示しておいて、一文の警句を呈し、更にその上で肝腎の院の宣言をさし出すという、三段構えの行動を以って大衆を静めたわけである。この後、時忠は、院の御所へ帰参して、自らの苦しかった体験を報告し院の決断を促したため、院もようやく師高の流罪を決定する。つまり延慶本は、大衆鎮撫の経過を、時忠の体験、内面を描きながら、この時忠の行動のゆえに目的を達することができたとするのである。

一方、四部本では、時忠は、延慶本に見たような、一切のためらいも無く使者に立ち、騒ぐ大衆を前にしても全く動じない。しかもわずかに一筆の警句のみを以って大衆を静めんとする。このため、延慶本に比べるならば、時忠の行動のみが押し出され、一句の警句の効力も増大し、その時忠の内面には立ち入らないけれども、時忠の行動が大衆を制するものとしてその力強さを増すわけである。一方、院は、時忠の八何かニモ難シ鎮ノ之由被ニ奏聞√にもかかわらず、八以の外に、喚被ニ思食√のみである。この四部本と延慶本とは、この院が決断を行うまでの経過の描き方が、その使者時忠の描き方をめぐって異質になって注目をすべきであろう。特に院の決断が、延慶本では時忠の動きや内面に焦点をあてて描いて来た当然の帰結として、この時忠の進言によるものとするが、四部本では、時忠の行動を逐って描き、これが大衆を静めながら、この時忠の進言が必ずしも院の決断

を促す直接の契機とはなっていない。

人々被^レけるは、仰山門の衆徒は、喧^シ計^トと思^ヒタレは、知^レケルに、理

ニモ争^レキと無^シ御裁許一（六一二頁）

と申したので、院は八^{（七）}現^{（七）}にモとて、師高の解官・流罪を決定することになる。時忠の進言よりも、不特定多数の人々、あるひろがりを持つた世論が院の決断を促したとするのは、物語の表現論上、語り手の対象へのかかり方の点で異質なものと見るべきであらう。ちなみに延慶本においても、

山門ノ衆徒ハ、尙向ノ喧^シ計^トリ、存^ツレ理ヲモ知^タリケル

ニコソ争^カ御成敗無^ルヘキ（一九五頁）

という人々の評が、時忠の院への報告の前に見られるけれども、この世論が院の決断を促す直接の契機にはなっていない。

このように四部本と延慶本とでもかなりの違いがあるが、とにかく両本はこの後、師高を解官・流罪に処すべき宣言の状をそのまま持ち込み、これら時忠の進言や人々の世論に押されて院にその決断を行ったとするのであるが、これが屋代本では、まず四部本同様に時忠の行動を外面的に描く。この時忠の行動が延慶本・四部本では八山上・洛中ノ人々^{（八）}をして感動・讚美させる。つまりこの両本の語り手は、第三者の立場に立って、これらの人々の感嘆を通して時忠を描くが、屋代本では八時忠ノ卿コソヤサシケレ^{（九）}として、語り手が直接その感嘆を吐露することになる。ここに屋代本の四部本などとの違いがあるし、おそらくこの語り手の存在を確立させる姿勢とかかわりがあるも

のと思われるが、院の裁許決断の行動を、延慶本や四部本のように、時忠らの動きが示す状況の中にとらえるのではなくて、語り手自身の文体とも言うべき、

同廿二日花山院ノ権中納言忠親卿上卿ニテ、遂ニ加賀守師高ヲ解官
シテ尾張ノイトタヘ被^レ流^ケリ弟近藤判官師経獄定^セラル又去十三日
神輿射奉^ル所ノ武士六人禁獄^セラル是ハ小松殿ノ家人也（八五頁）

と語る。八同廿二日^{（十）}の日付けを記録することで、時の経過のままに状況を越えて事が進んで行くことを語ろうとする語り手の自立性が見られると言うべきであらう。この語り手の自立性こそが、延慶本や四部本などが有した、状況を物語るものとしての宣言の状を退けたのである。この延慶本などと屋代本の相違は、単なる本文批判上の問題^{（十一）}や、四部本・延慶本が屋代本に先行するといった本文系統論上の問題とは全く異次元の、表現上の違いと言うべきであらう。更に言うならば、上述したような、事件の多様な受けとめ方が行われる状況の中で、語り手の語り手が確立したと見るべきであらう。

五、源平闘争録の複数視点

卷一の巻末、物語は鶴川寺合戦に端を発する山門強訴の帰結、山王の怒りによる内裏炎上の怪異を描くが、卷二の冒頭では、変って山門強訴に対する当局側のまき返しを描き始める。その意味で卷一と卷二との間には切れ目があるのであるが、当局は座主明雲の公請を停止し、その護持僧としての任を解く。その上で今回の強訴の張本人を召

喚する。この当局の決断に当って、院側近の西光の進言のあったことを言う。西光は、これまでの物語の展開に見て来たのとは違った角度から、山門の強訴が、実は加賀にある座主の御坊領を国司師高が停廃した。この事に対する恨みに発するもので、それが強訴となって世の治安をおびやかすに至ったのだと言う。この西光の譏奏が、院の怒りをかきたてたとするのが、物語の、この一連の事件をとらえる見方である。

この当局の強硬な態度に、諸本では、明雲が座主の印と宝蔵のかぎを返し、座主の官を退いたことを記すのであるが、源平鬪諍録は、院の怒りを描いて、ただちに鳥羽院の第七王子覚快法親王の座主就任を記し、明雲辞任の記述を欠く。しかもここで、この覚快法親王の就任について、その出典を明らかにし難いが、

伝教大師記文云王子成_下天台座主_ニ者可_レ思_ニ末世_ニ世既_ニ臨_レ末人申逢

とする、末世親を付加している。事の経過として、明雲の辞任があつてこそ覚快の座主就任があるのだから、鬪諍録の、明雲辞任を欠くのは問題である。ただこれを単なる誤脱とか、抄出とはやはり即断できないであろう。鬪諍録の編者は、西光の譏奏にかきたてられた院の怒り_八殊_ニ座主可_レ被_レ行_ニ重罪_ニ之由被_ニ思食_一、その院の思い切った態度そのことを描くのに主力を注ぐ。と言うのは、鬪諍録は、他の諸本(四部本は欠巻のため不明)には見られない四通の状を掲げる。まず院の怒りを示すものとして、明雲の罪状を告発する宣言をおさめ

る。すなわち明雲の前任の座主快秀を山門から追放した咎、嘉応元年(一一六九)、美濃国比良野庄民の訴えにより強訴を行った咎、それに今回の鶴川寺事件に発する強訴、の三か条である。この宣言は、重罪犯人の指名手配を行行_ニ宣旨の様式によるもので、そのほとんど同文が『玉葉』の安元三年五月十一日の条に見える。ただ宣旨の場合、その日付けは冒頭に記すのが定型で、事実『玉葉』に掲載のものはその定型を守っているが、鬪諍録のそれは、日付けを末尾に置くずれを見せている。この宣言に見られる明雲告発の内容と、前の西光の主張する告発の内容とは重ならず、後の加筆かとも思われるが、それはとにかくとして、次にこの告発の宣言に対するものとして、山門の側から当局に対し、明雲の流罪・私領没収を停止せよと上奏する状を掲載する。その内容を要約すると、明雲は高僧であり、それを処分しては天台の滅亡を招く。そもそも座主を流罪に処した先例は無い。それに快秀解任、比良野庄事件に明雲を責めるのは当たらない。今回の当局の処断は、鎮護国家の道場としての延暦寺の滅亡を招くことになるのだと訴えるものである。更に清盛に院へのとりなしを乞う訴え状を載せるが、その状に見られる山門の言い分は、前の当局に対する訴えとはほぼ同じ内容で、ただ、明雲の流罪が決行されるならば、全山、山を下るべしとの意志表示を加える点で異なる。更に、この後、山門の衆徒らが座主を奪回するという行動に出た後、衆徒より重ねて清盛に院へのとりなしを乞う状を載せる。その趣旨は、今回の強訴の儀が決して衆徒の謀叛ではない、ひとえに山王の意を体して行ったものであると

し、とにかく当局の座主告発には真実性の無いことを主張するものである。つまりこれら四通の状は、当局の側の、明雲の告発と、それに対する山門側の立場を述べるものである。その内容は、鎮護國家の道場としての山門の立場を言い、その座主が流罪に処せられるのは全く先例の無いこと、それに当局の明雲告発の条々が、いずれも明雲の咎ではないとする、一と口で言えば山門の側からの弁明を行うものと見られる。つまり闘諍録の編者は、この一連の四通の文書を掲載することによって、山門の側からの政治的交渉の経過を描いたものと言え

る。

一方、これら四通の文書を欠く他の諸本は、この当局の座主流罪が、山門の恥辱と受けとめられたことを描く。この恥辱のゆえに、当局の処断に対し、明雲自身の本意にもあらず、衆徒はこれを奪回するといふ毅然とした行動を示すことになり、特にいずれも悪僧の名高い快秀・祐慶の兩人を登場させ、その大胆な行動を描く。特に祐慶は座主の弱腰を責め叱咤する行動に出ているが、この山門側の示す態度は、巻一の鶴川寺合戦の首謀者師高らの処分を強硬主張することを描いたのに呼応する構造と言える。ところで前掲の闘諍録がやはり他の諸本同様、この山門側の実力行使をも描いているのであるから、前掲の当局の明雲告発に対して行った山門側からの政治的折衝を物語る状を載せる方向に対しては、その効果を相殺すると言うべきであろう。闘諍録の編者がどのようにして当局の、明雲告発の宣言を入手したのか、山門側からの清盛に対する請願が現実に行われたものかどうか、

仮にそれが現実であったこととした場合、その状をどのようにして入手したのかも不明であるが、山門側の弁明、政治的折衝をも物語の中に塗り込めようとする編者の意図が働いたものらしい。その編纂された状況は今のところ不明であるが、闘諍録が成立した、遅くとも建武年間以前において、一つの状況を、複数の視点からとらえようとする異本編者の意図があったものらしい。

六、まとめ

物語の構造から見ても、鶴川寺合戦に端を発する山門強訴事件は、その山王のたたりとしての内裏炎上(安元の大火)を以って一応の結末を見るに至った。その山門強訴をめぐるのは、当然多様な受けとめようがなされたはずである。平家物語諸本の間に異同が多いのは、一つにはこうした状況が背景としてあったであろう。それら素材が多様であったとともに、同じ事態をとらえるにしても、そのとらえる視点も方法も多様であったと思われる。このような素材・方法の違いが複雑にからまりながら多様な諸本の成立を促したはずである。諸本のあり方を大きく分けるならば、状況の中に入って、その資料や登場人物の側からとらえようとする姿勢と、この状況を大局的な立場に立って事態の動きを展望する位置を獲得したあり方に分けられる。現存の古態諸本の多様な姿を、こうした状況のみから理解するには慎重でなければならぬ。しかし少くとも現在のところ、このようなある幅を持った観点から諸本の成立を想定する余裕が必要ではなからうか。特にい

わゆる語り本がこのような豊饒な場の中でその世界を獲得して行ったことはほぼ間違いないであろうし、これら多様な諸本の方法をも語り本成立の状況としてとらえることで、語り本の方法は一層その姿を明らかにするであろう。

注

- (1) (2) 「平家物語の主題と構想」(尚学図書『古文研究シリーズ 8 平家物語』一九七八年五月)
- (3) 松本隆信氏の翻刻(『四部合戦抜本平家物語』一九六七年三月 大安 別冊)を参照。
- (4) 屋代本はここに「実定の沙汰」を置かず。巻四が欠巻のため、その本文の有無は不明。
- (5) 長門本はこの本文をAとくくしけもり大将あけよとて徳大寺殿左大将になしたてまつるV(岡山大学本七九頁)とする。重盛を大将に上げたのは意味をなさない。A大将へ押上テVとまで記す延慶本には誤写ならぬ誤読があると見るべきであろう。
- (6) この延慶本のA大将=上Vはいかなる意味を示すものか。重盛を右大将から左大将に上げたことを言うのなら実定を左大将としたとするのは当らない。むしろこれは長門本のAとくくしけもり大将あけよV(六月に辞任)とする方が妥当で、この辺りの延慶本の本文には問題がある。
- (7) 大臣で大将を兼ねる例はこの後もしばしば見られることで、憚かりはやはり頼長の先例を師長が憚かったと読むのが自然である。
- (8) 「旧延慶本平家物語」の成立に関する「考察」(名古屋大学 国語国文学』25 一九六九年十二月)
- (9) 武久堅氏「読み本系諸本の成立と展開」(『講座 日本文学 平家物語』上 一九七八年三月 至文堂)など。
- (10) 武久堅氏の一連の論考は、その一つの方向を示すものであろう。

平家物語諸本の諸相(山下)

(11) 山下宏明「平家物語り系十二卷本本文の成立―屋代本の本文批判的研究―」(『荒木良雄博士喜寿記念論文集』一九六六年十二月、『平家物語研究序説』再録)

(12) 本書の巻一下、巻末に

本云建武二年二月八日 又文和二年三月廿三日書之也
とある。